

## 上海日本商工クラブ業種別部会運営規約（定款第 14 条関連）

- 第一条 この規約は、上海日本商工クラブ（以下本クラブと略称する）定款第 14 条の規定に基づき、同条に規定する部会のうち、業種別部会（以下、部会と略称する）の運営に関し、必要な事項を定める。
- 第二条 部会は、次の各号のとおりとする。
- |              |               |
|--------------|---------------|
| (1) 農水食品部会   | (2) 繊維・紙パルプ部会 |
| (3) 資源・化学品部会 | (4) 建設・建材部会   |
| (5) 金属・機械部会  | (6) 電機部会      |
| (7) 電子部会     | (8) 商社・流通部会   |
| (9) 金融・保険部会  | (10) 運輸・通信部会  |
| (11) サービス部会  | (12) 社会事業部会   |
- 第三条 部会は、次の活動を行う。
- (1) 当該業種に関する理事候補の推薦を行うこと。
  - (2) 当該業種に関する情報及び意見の交換を行うこと。
  - (3) 理事会の諮問に応じて意見を述べること。
  - (4) 理事会に対し、意見を建議すること。
  - (5) 前各号に付帯すること。
- 第四条 前条に規定した部会活動費は、毎期末に各部会から提出された活動方針および予算案をもとに、総務委員会及び事務局で予算案を策定し理事会にて決定する。
- 第五条 法人構成員は、第 6 条で定める各部会の部会長の了承を得た上で、その営んでいる事業に係わる 1 つ以上の部会に所属することができる。尚、2 つ以上の部会に所属を希望する場合は、2 つ以上の 1 部会につき 500 元の賛助金を追加で支払うものとする。個人構成員は、同様に、その従事している事業に係わる部会に任意で所属することができる。この場合、1 部会につき 500 元の賛助金を追加で支払うものとする。構成員の部会所属について、事務局は意見を述べるができる。
- 第六条 部会に、部会長及び副部会長若干名を置く。部会長及び副部会長は、部会において法人部会員のうちから選任され、理事会の承認を得て就任する。部会長及び副部会長の任期は当該事業年度末までの一年間とする。
- 第七条 部会に、その円滑な運営を図るため、幹事若干名を置くことができる。幹事は部会の承認を得て、部会長が委嘱する。幹事の任期は、当該事業年度末までの一年間とする。
- 第八条 部会長（部会長に事故のある時は、副部会長。以下同じ）は、部会を代表し、部会の運営を管理する。副部会長は、部会長を補佐する。
- 第九条 部会の運営は、自主的に行うものとする。但し、特に重要な事項については、理事会は指示を行うことができる。
- 第十条 部会は、必要に応じ、分科会を設けることができる。
- 第十一条 部会長は、部会の活動状況について、適宜、理事会に報告しなければならない。
- 第十二条 この規約は、理事会の決議により改正することができる。

(2006年3月7日改正)  
(2008年12月18日改定)  
(2011年7月21日改正)